

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二條の二の十四 総務大臣は、法第二十七條の三第一項の規定による電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約(以下この項において「旧契約」という。)の一部の変更(次に掲げるものに限る。)(又は更新(当該指定の前日における当該旧契約の提供条件(第二号の規定による変更後のものを含む。))において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。))に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。</p> <p>一 当該指定の前日における当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。)(において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更)</p> <p>二 当該指定の前日における当該旧契約の提供条件のうち第二十二條の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更(当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。)</p> <p>3 前項の規定は、法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「その指定」とあるのは、「当該電気通信事業者がその指定」と、「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と、「第二十二條の二の十七」とあるのは、「第四十條の二において準用する第二十二條の二の十七」と読み替えるものとする。</p>	<p>(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二條の二の十四 [同上]</p> <p>2 法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更(当該指定の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。)(又は更新(当該指定の前日における当該旧契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。))に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。 [新設]</p> <p>3 前項の規定は、法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と、「第二十二條の二の十七」とあるのは、「第四十條の二において準用する第二十二條の二の十七」と読み替えるものとする。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則 （移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例） 第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。</p> <p>一 施行日の前日（第四項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該旧契約の提供条件（ロの規定による変更後のものを含む。）において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結</p> <p>イ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件（ロの規定による変更後のものを含む。）において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更</p> <p>ロ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件のうち新施行規則第二十二條の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更（当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）</p> <p>二 第三世代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスを含む。）の提供に関する契約（その提供条件が施行日の前日に提供されていた契約の提供条件と同一のもの（この号の規定による変更後のものを含む。）に限る。）の締結及び当該契約の提供条件のうち新施行規則第二十二條の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更（当該変更後も当該契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該契約の更新の機会を失わせるものその他当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）に関する契約の締結</p> <p>2 前項の規定は、新法第二十七條の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二條の二の十七」とあるのは「新施行規則第四十條の二において準用する新施行規則第二十二條の二の十七」と、同項各号中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>附則 （移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例） 第三条 〔同上〕</p> <p>一 施行日の前日（第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 第三世代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスを含む。）の提供に関する契約（その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のものに限る。）の締結</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 〔新設〕</p> <p>4 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。